

平成 2 1 年度

近江八幡市行政評価にかかる

第三者評価報告書

平成 2 1 年 1 2 月

近江八幡市行政評価委員会

# 目 次

近江八幡市行政評価にかかる第三者評価報告書	1
近江八幡市の第三者評価について	3
行政評価委員会の所掌事務	
組織体制	
行政評価委員会による評価の視点	
期待される効果	
平成21年度行政評価の対象	
公益法人等に関する業務の評価	5
評価対象	
実施方法	
第三者評価結果	
近江八幡市土地開発公社に関する業務	8
財団法人 近江八幡市人権センターに関する業務	10
財団法人 近江八幡市国際協会に関する業務	13
財団法人 ハートランド推進財団に関する業務	15
地方公営企業等会計の評価	17
評価対象	
実施方法	
第三者評価結果	
近江八幡市上水道事業	20
下水道事業	22
農業集落排水事業	24
一般事務事業の評価	26
評価対象	
実施方法	
第三者評価結果	
行政改革推進業務	30
体育協会補助業務	31
市老人クラブ創造推進員設置業務	32
市老人クラブ連合会助成業務	33
小規模老人クラブ活動助成業務	34
観光振興推進業務	35
中学生海外研修業務	36
近江八幡市行政評価委員会設置要綱	37

## 近江八幡市行政評価にかかる第三者評価報告書

近江八幡市における行政評価についての客観性の確保と透明性を高めるために、行政評価委員会において第三者評価を実施しましたので、その結論を別添のとおり報告します。

平成21年12月1日

近江八幡市長 富士谷 英正 様

### 近江八幡市行政評価委員会

委員長（監修）	真山	達志
副委員長（作業部会長）	山谷	清志
委員	窪田	好男
委員	南島	和久
委員	平松	英哉
委員	内田	真

近江八幡市行政評価委員会は平成20年5月1日に設置され、平成20年度は指定管理者制度導入施設業務、重点事業等の第三者評価を行った。引き続きこの平成21年度には公益法人、公営企業、一般事務事業を対象に第三者評価を行った。

その評価ポイントは 説得力・わかりやすさ（市民から見たときの透明性・情報公開）、結果に至る論理の明確性、計算の正しさ（この目的にこの手段は適切か）、効率化・節約の努力はあるか、市として「持続可能であるか」への配慮の有無、結果の予測（成果予測）、出現した結果への責任（市民への説明責任）である。

この基準は経済協力開発機構（OECD）が事業・政策の評価基準として設定したものさしであり、途上国支援の際に活用されていたが、現在は先進諸国の行政改革でも積極的に使われている。

なお、今回われわれ委員会がこの5つの評価ポイントの中でとりわけ重視したのは、結果に至る論理の明確性、計算の正しさ（この目的にこの手段は適切か）、市として「持続可能であるか」への配慮の2点である。情性で継続的に予算・補助金を出し続けても、事業効果がさっぱり見えないと

いった悲劇（喜劇）を避けたかったからである。

もちろん、昨今の経済情勢、そして地方分権を掲げる民主党政権の政治情勢を前提に考えると、惰性で仕事をされれば市政が危険になることは間違いない。

さて、政権交代で誕生した民主党政権が取り入れた事業仕分けと、近江八幡市の行政評価（第三者評価）委員会とは、表面的にはよく似ている。しかし大きな違いがある。

すなわち、こちらの第三者評価は、まず、事業担当者自らが評価書を書くところが出発点である。もう一つの違いは一種の自己申告書であるその評価書を、評価の専門家である大学教員やコンサルタントが分析するところにある（委員全員が日本評価学会の会員である）。

さらにあえて違いを言えば、この行政評価（第三者評価）委員会の意見はあくまで専門家の意見であって、これをどのように使うのかについては、近江八幡市の選挙で選ばれた方がたのご判断、そして近江八幡市民の良識にお任せすることになる。いわゆる「市民自治」である。われわれ行政評価（第三者評価）委員会はそのご判断、良識を見守るだけである。

地方自治体の行政評価に関しては47都道府県と政令指定都市は100%採用しており、また中核市は95%、特例市は91%、さらに近江八幡市も含めた一般の市は65%、町村は25%が採用しているという状況である（総務省平成21年3月）。

ただし、このような評価の専門家をアドバイザー委員会として採用している市はわが国でも近江八幡市だけであり、その意味ではかなりユニークな制度をとっていると思われる。

理想を言えば、専門家の判断と、実務家である市職員の意見をもとに、市民とその代表の方がたが方針をお決めいただくという姿が美しい。山積する市政の課題解決の一助になれば、幸いである。

## 近江八幡市の第三者評価について

これまで、近江八幡市においては、効率的・効果的な行政運営と財政健全化を目指し、「業務点検・評価」と題して、個々の業務ごとに有効性・効率性・必要性（目的妥当性）を検証する自己評価及び内部評価を実施し、予算編成や経営改善基本計画への反映、職員の意識改革（経営感覚の構築）へと結びつけてきました。

この自己評価及び内部評価の客観性を確保し、透明性を高め、市民への説明責任の充実を図ることを目的に、行政外部の専門家を中心に組織した近江八幡市行政評価委員会により、第三者の視点から評価を実施しました。

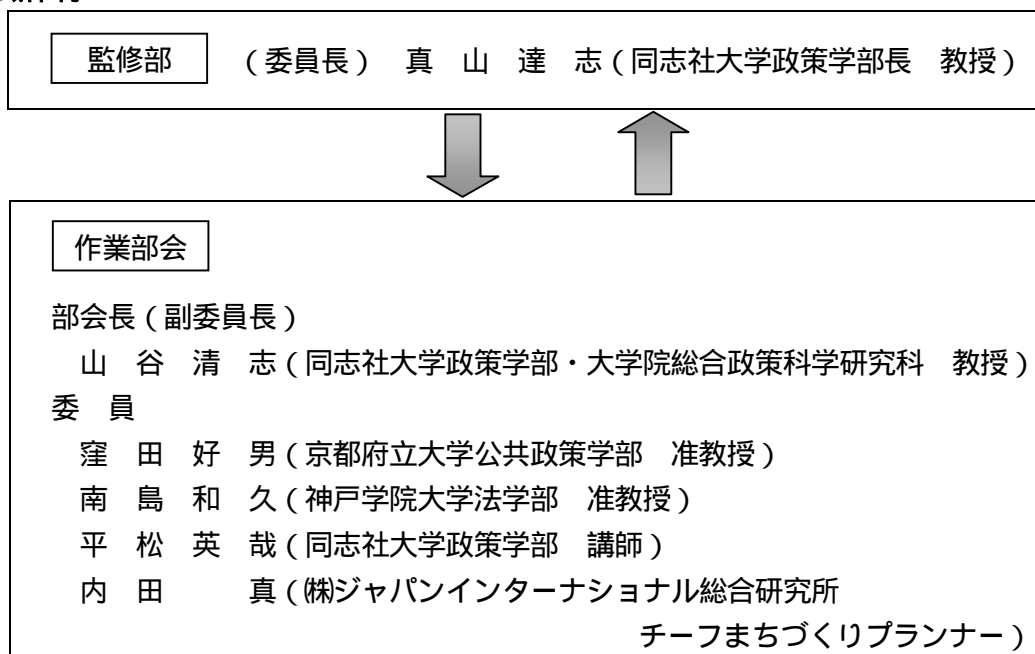
### 行政評価委員会の所掌事項

施策及び事務事業の評価に関すること。

行政評価制度の改善等に関すること。

その他の行政評価に関すること。

### 組織体制



近江八幡市行政評価委員会の活動は、監修部と作業部会の2層構成とし、効率かつ有効的な活動・運営が行えるよう組織されています。

具体的な評価作業は、作業部会で実施し、作業部会長には行政評価委員会副委員長をあてて、委員会の一体性や提言内容の統一性を図ることとしました。

### 行政評価委員会による評価の視点

行政評価委員会の評価は、「この事業が必要かどうか」を直接評価するものではなく、むしろ、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということについての形式評価になります。つまり、業務の存廃についての判断は行政が行うべきことであり、第三者評価の役割は、個々の業務について、担当課が行う下記の ~ についての説明に、説得力があるかどうかの検証、及び、プロセスのチェックを行うというものです。

その業務を評価するための情報の適切さや十分さについて

その情報をもとに行う評価や分析の手法の適否について

その評価や分析により導き出された結論の妥当性について

その結論にもとづき決定された中止・継続・廃止などの判断について

### 期待される効果

評価の専門家であり、行政外部の第三者の視点を持った評価委員の評価に対応することで、職員の説明能力の向上が図れ、市民を納得させ得る説明手法を身に付けることが出来るようになります。

評価は原則公開であり、評価結果についても公表することから、行政活動に対する市民の関心が高まることとなります。

定期的に業務を分析し評価を行なうという習慣付けや、常に市民を意識した業務の取り組みなど、職員の意識改革に繋がります。

第三者評価により得られた情報をもとに、業務の今後の方向性を見出します。

### 平成21年度行政評価の対象

昨年度は、指定管理者制度導入業務、重点事業、一般事務事業についての行政評価を実施することで、第五次行政改革実施計画に上げられた多くの項目について、行政外部の視点からの第三者評価を行いました。

今年度は、同じく第五次行政改革実施計画の中の「地方公営企業の経営健全化」「第三セクター等の見直し」「特別会計の健全化」についての行政評価を主に行うことで、公益法人等に対する行政関与の妥当性と、地方公営企業等会計のあり方について検証するとともに、一般事務事業や第五次行政改革推進業務についての第三者評価を実施しました。

公益法人等（出資比率が30%を超える法人）

- ・近江八幡市土地開発公社に関する業務
- ・近江八幡市人権センターに関する業務
- ・近江八幡市国際協会に関する業務
- ・ハートランド推進財団に関する業務

地方公営企業等会計

- ・近江八幡市上水道事業
- ・下水道事業
- ・農業集落排水事業

一般事務事業（平成20年度実施業務）

- ・行政改革推進業務
- ・体育協会補助業務
- ・市老人クラブ創造推進員設置業務
- ・市老人クラブ連合会助成業務
- ・小規模老人クラブ活動助成業務
- ・観光振興推進業務
- ・中学生海外研修業務

## 《 公益法人等に関する業務の評価 》

- ・ 近江八幡市土地開発公社に関する業務
- ・ 財団法人 近江八幡市人権センターに関する業務
- ・ 財団法人 近江八幡市国際協会に関する業務
- ・ 財団法人 ハートランド推進財団に関する業務

## 公益法人等に関する業務の評価

近江八幡市に設立された公益法人等は、時代の要請に応じ大きな役割を果たしてきた。しかし、今日の社会経済状況にかんがみ、その設立趣旨や役割、運営状況、行政としての関与のあり方等について見直しの時期を迎えている。

このたび、公益法人及び当該所管課において、その運営状況が社会のニーズや行政目的に合致しているかどうか、また、行政が関与する必要があるかどうかなどについての検証が行われた。当該結果を踏まえながら行政評価委員会は、以下の方法による第三者評価を実施した。

## 評価対象

- ・ 土地開発公社に関する業務
- ・ 近江八幡市人権センターに関する業務
- ・ 近江八幡市国際協会に関する業務
- ・ ハートランド推進財団に関する業務

## 実施方法

行政評価委員会による公益法人等にかかる第三者評価は、公益法人等の「自己評価」、所管課による「内部評価」を踏まえ、平成 21 年 7 月 18 日に実施された。これらの概要を整理すると以下の通りである。

公益法人等が自己評価として「公益法人等総括表」を作成する。

上記 の内容を踏まえ、所管課が「法人等の所管課による評価（内部評価表）」を記載する。

上記 及び の評価結果を踏まえ、行政評価委員会が第三者評価を実施する。

### 【第三者評価の概要】

実施日時：平成 21 年 7 月 18 日（土）13 時 30 分～17 時 30 分

実施場所：近江八幡市役所 第 3・4 委員会室（本庁舎 4 階）

会議の公開 / 非公開：公開により実施

第三者評価の流れ

ステップ 1：所管課ヒアリング

所管課説明（法人等の行う業務の説明等）+ 質疑

・ 所管課の説明内容

法人の概要説明

現在の課題が何であるか（どう捉えているか）

一般市民にもわかるようにわかりやすく説明する（市民への説明責任）

・ 所管課による評価の視点

法人の設立目的と概要（運営体制・職員体制）

法人の財務状況（健全な財政運営と行政の財政的支援）

法人の事業実施状況（事業内容の確認と行政の関与）

法人の市民サービス度（公益への貢献度）

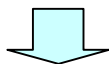
法人の経営計画（社会情勢に応じた見直し）

法人への行政としての今後の関与のあり方

ステップ 2：行政評価委員会の第三者評価

・ 各委員の素点を 25 点。合計 100 点満点により採点。

- ・ 25点の内訳（各項目5段階評価）
  - 説得力、わかりやすさ・・・・・・・・・・ 5点
  - 結論に至る論理の明確性、計算の正しさ・・・・・・・・ 5点
  - 効率化・節約の努力はあるか・・・・・・・・ 5点
  - 市として「持続可能であるか」への配慮の有無・・・・ 5点
  - 結果の予測、出現した結果の責任・・・・・・・・ 5点
- ・ 上記各5項目の評価及び指摘事項



### ステップ3：総合評価

- ・ 総合評価コメント（下記の点について、特に説明責任が果たしているか）
  - 必要性（目的妥当性、緊急性、社会的ニーズ、上位施策への貢献度）
  - 効率性（費用対効果、経済性・手法の妥当性）
  - 有効性（目標達成度(成果)、市民満足度）
- ・ 再評価を行う場合に、その方向性あるいは留意事項についてのコメント

#### 行政評価委員会（第三者評価委員会）の委員構成

同志社大学政策学部長	真山達志	教授（行政学）
同志社大学政策学部		
大学院総合政策科学研究科	山谷清志	教授（政策評価論・行政責任論）
京都府立大学公共政策学部	窪田好男	准教授（政策評価・政策形成論）
神戸学院大学法学部	南島和久	准教授（政策評価・行政学）
同志社大学政策学部	平松英哉	講師（行政学・公共政策）
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所		
	内田真	チーフまちづくりプランナー

### 第三者評価結果《総括》

#### 個別の指摘事項

##### 1．近江八幡市土地開発公社について

土地開発公社の所管する主な事業は開発等に供する土地の先行取得である。右肩上がりの時代にはこうした事業は限られた財源を有効に活用するためにも必要であった。しかし、今日、土地開発公社もすでに新規の用地取得は行っておらず、いわゆる塩漬け土地の精算を急いでいるところである。こうしたことから行政評価委員会においても、おおむね土地開発公社の歴史的使命は終わったのではないかという指摘が相次いだ。なお、説明責任の観点からは、市の責任として所管課の責任者が答弁すべきところ、重要事項や施策の方向性について公社の職員が答弁していた点につき、本来は市の施策展開の責任として答弁すべきではなかったかとの批判が相次いだ。

##### 2．（財）近江八幡市人権センターについて

人権センターは「いきいきふれあいセンター」の指定管理者として、施設の運営管理を行っている団体である。同施設のあり方については、現在所管課において将来の市の人権施策の中で検討しているところであるとのことであった。市の施策のあり方が不明瞭である点については、行政評価委員会においても第三者評価にはなじまないという意見が相次いだ。説明責任の観点からも、市の施策の方向性が明確であることは不可欠である。

### 3. (財)近江八幡市国際交流協会について

国際交流教会は、姉妹都市や多文化共生事業等を実施する団体である。今後、公益法人制度の改革も控えていることから、これを契機として団体自身のコンプライアンス及びガバナンスのあり方について十分な見直しを図っていただきたいというのが行政評価委員会から出された第一の指摘事項であった。なお説明責任の観点からは、事業そのものの必要性や市の関与の妥当性についても十分な検証を期していただきたいところである。

### 4. (財)ハートランド推進財団について

ハートランド推進財団はまちづくりの中間支援組織とのことであり、独自に八幡塾・市史学習会等を開催して市民の意識啓発を行ったり、広報誌『ハートランド通信』を発行したりしている団体である。これまでの実績という点では、団体は十分な実績を有しているといえる。今後の課題は、市のまちづくりのあり方を踏まえ、どのような役割を当財団に期待していくことになるのかという点である。行政評価委員会では、この点に関する市側の姿勢が十分に整理できていないのではないかという指摘が相次いだ。

#### **総括的な指摘事項**

いずれの団体も、これまでの実績に鑑み、まちづくりに多大な貢献をなしてきたものと評価することができる。しかしながら、施策のあり方を団体に委ねてきた経緯もあって、市側の責任が不明確になっているものが散見された。市の説明責任にかんがみると、いずれの団体についてもまちづくりのどの機能をお願いするのか、市はどのような責任を事業にもっているのかという点が問題になっていたように思われる。市の施策の方向性の明確化が、市民への説明責任として重要であることを繰り返し指摘しておきたい。

公益法人等に関する業務の評価

1

近江八幡市土地開発公社の概要	法人等名称	近江八幡市土地開発公社		
	設立根拠	公有地の拡大の推進に関する法律	行政所管課	広報企画課
	設立年月日	5 47 年 4 月 12 日	設立者	近江八幡市
	基本財産	10,000 千円 【 左記の内 市出資率 100% 】		
	設立目的	(定款第1条)より 近江八幡市総合発展計画の推進のために必要な公共用地及び公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、近江八幡市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。		
事業内容	(定款第17条)より 1 この公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。 イ 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地 ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地 ハ 公営企業の用に供する土地 ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地 ホ 観光施設事業の用に供する土地 ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地 ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地 チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地 (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団地の造成事業を行うこと。 (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。  2 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。 (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。 (2) 国、地方公共団体その他公共団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。			

収支計算書【土地開発公社の事業は、公共用地の取得、管理、処分にほぼ特定されることから、主要事業の報告に替えて収支計算書を掲載します。】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	事業収入	190,370	448,912	315,375
	自主事業収入	190,370	448,912	315,375
	受託事業収入	0	0	0
	補助金	0	0	0
	事業外収入	1,470,698	1,206,165	891,250
	財産運用収入	0	0	0
	会費等	0	0	0
	補助金	0	0	0
	借入金収入	1,461,923	1,171,987	885,000
	短期	0	262,800	800,000
	長期	1,461,923	909,187	85,000
	その他収入	8,775	34,178	6,250
	当期収入合計(A)	1,661,068	1,655,077	1,206,625
	前期繰越収金	326,543	291,752	294,400
総収入額(B)	1,987,611	1,946,829	1,501,025	

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
近江八幡市土地開発公社の概要	事業支出	180,071	56,782	23,613
	自主事業費	180,071	56,782	23,613
	人件費	0	0	0
	管理費	10,476	9,022	4,301
	人件費	10,476	9,022	4,301
	その他支出	1,505,312	1,586,625	1,338,423
	借入金返済	1,488,998	1,579,540	1,333,726
	減価償却引当預金	0	0	0
	その他	16,314	7,085	4,697
	当期支出合計(C)	1,695,859	1,652,429	1,366,337
当期収支差額(A) - (C)	-34,791	2,648	-159,712	
次期繰越収支差額(B) - (C)	291,752	294,400	134,688	
近江八幡市からの財政的援助		平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金・交付金	0	0	0	
負担金	0	0	0	
委託料	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	
貸付金	0	0	0	
債務保証限度額	2,219,000	1,849,000	1,444,000	
債務保証年度末残高	1,741,279	1,333,726	885,000	
その他の財政的援助(諸税の減免、公の施設の無償貸与等)				
なし				

行政所管課による内部評価	近江八幡市としての関与の妥当性の検証 【視点】・設立目的は現在でも意義があるか(達成済みでないか、プレしていないか)。 ・行政として支援することの必要性、妥当性はあるか。
	土地開発公社は、近江八幡市総合発展計画の推進のために必要な公共用地及び公用地等の先行取得、管理、処分を行う事により、市域の秩序ある開発と整備を図るとともに市民福祉の増進に寄与することを目的に100%市の出資により昭和47年4月に設立された。現在においてもその目的を達成するために様々な業務を行っており、行政として将来的なまちづくりを見据えた公共用地の確保等において、土地開発公社の役割と必要性については、現在においても意義のあるものである。このようなことから行政として土地開発公社を支援、指導することは、妥当性があると考えられる。

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	13.6 点	合計点数 57.6 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかという点の評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	13.6 点		
		効率化、節約の努力はあるか	12.0 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8.8 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	9.6 点		
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的使命は終わった。時代に合わせて見直すべき。都市計画・土地取得のスキーム(図式)・あり方を見直すべき。</li> <li>・将来的には、設立目的や事業内容の必要性が乏しくなると予想される。</li> <li>・大変よく分かる説明だった。市の役割と公社の役割もよく整理されている。</li> <li>・先行取得の将来性は「？」。</li> <li>・合併を含め、新しい時代状況、これからのまちづくりの計画のあり方を含め、良い方向を見出していればと感じる。</li> <li>・答弁を公社の人間任せにしていた。丸投げではなく、市としての方針、スタンスを明確に打ち出してほしい。</li> <li>・一部、分かりやすさの観点からすると、事業の概要が分かりづらかった。</li> </ul>				

受け評価の結性今後は	土地開発公社が設立されたのは昭和47年4月で、現在では当時との市町を取り巻く状況は大きく変化している。発足当時は市の事業推進に大きく貢献していたが、現在では事業の必要性も薄れてきている。現状では、土地開発公社の用地保有に伴う経費等も多額になっており、今後は、市が計画的、定期的に公社保有地を買い戻し、負債の軽減に努めていかなければならない。今後、公社の発展的な解消に向けて市としても検討していく。
------------	--

## 公益法人等に関する業務の評価

2

(財)近江八幡市人権センターの概要	法人等名称	財団法人 近江八幡市人権センター		
	設立根拠	民法第34条に基づく	行政所管課	人権・生活安全課
	設立年月日	H 7 年 12 月 1 日	設立者	近江八幡市
	基本財産	50,000 千円 【左記の内 市出資率 100%】		
	設立目的	この法人は、近江八幡市域における部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のための調査・研究事業、啓発事業等を推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、もって人権擁護宣言都市にふさわしい互いの人権を尊重し合うまちづくりに寄与することを目的とする		
	事業内容	部落問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決のための調査及び研究に関すること 関係機関と連携並びに関係団体の育成・助言及び支援に関すること 部落問題をはじめとするあらゆる人権問題解決及び人権擁護の推進のための市民啓発に関すること 近江八幡市人権擁護啓発事業に関すること 近江八幡市いきいきふれあいセンターの管理運営に関すること その他法人の目的を達成するための必要な事業		
	平成20年度主要事業 【事業区分は「公益事業」か「収益事業」か、また、「自主事業」か「市の受託事業」かの区分】			
	事業名称	事業区分	事業内容	成果と課題
	夏休み親子ふれあい劇場	公益事業	映画「盲導犬クイールの一生」 「どんぐりと山猫」	・少子化が進む中、子どもを大切に思う親が多い反面どう関わっていいか、悩む親も少なくない。 ・映画会を通じ、親子共有の時間の大切さに気づいていただくことができた。
		自主事業		
春休み親子ふれあい劇場	公益事業	映画「よっちゃんの不思議なクレヨン」 「鬼の子とゆきうさぎ」 紙芝居「まつりのばん」	・夏休み親子ふれあい劇場の参加者から多くの要望により、実施した。 ・親子のふれあいの大切さを再認識した。	
	自主事業			
人権塾	公益事業	演題 “ルーツ” を大切に生きる ～アメリカ一万キロの放浪の旅でインディアン、黒人、ヒスパニック…さまざまな出会いから見た生方～ 講師 岡本工介さん(環境教育プランナー)	講師のお話やDVDを通して「土の人」から「風の人」になり、グローバルな新しい視点、感覚、熱意、パワーが感じられ、生き方の確かさを理解することができた。 また、ご自分の体験を通してはなされ、「人は決してひとりではない」「つながりの中でこそ助けられ、生きる希望を得ることができる」という言葉に参加者の多くは共感した。	
	自主事業			

(財)近江八幡市人権センターの概要	近江八幡市女性集会	公益事業	・ミニコンサート ・朗読劇「身元調査お断り運動と個人情報」 ・人権漫才とワークショップ	日常生活にあるさまざまな差別について、楽しくわかりやすく学ぶことができた。
		自主事業		
	近江八幡市青年集会	公益事業	・ミニコンサート ・アイスブレイキング ・パネルディスカッション	参加者も幅広い年齢層の方が参加され、「青年集会」という枠組みにとらわれず、世代間を超え人権問題の解決に向けて考えることができた。
		自主事業		
	啓発映画会	公益事業	映画「母べえ」	申し込み者が多く、当日来られた方については断わるような状況になってしまった。今後は日程・回数等も見直す必要がある。
		自主事業		
	センター利用者研修会	公益事業	一人語り「死神」・「日常生活と人権」 講師 佐藤弘明(人権センター)	参加者が人権擁護のための機関・団体に限られていた。利用対象者の市民にも参加呼びかけをしていく。
		自主事業		
	犯罪被害者の人権学習会	公益事業	演題 「今、そして未来に生きる」 講師 田中博司さん	居眠り運転により、命を奪われた我が子の思いと、生前の息子の足跡を追い求める親の心の中で生きつづける息子。残されたものの悲しいまでの思いと葛藤に触れ、二度と起こしてはならないと再認識した。
自主事業				
広報出版事業	公益事業	人権センター「なかま」発行ホームページ	「なかま」を年2回発行することにより、広く人権問題に触れていただき、自己啓発または地域啓発に活かされている。また、ホームページに最新情報や事業計画・行事予定を毎月紹介し充実をはかっている。	
	自主事業			
相談事業	公益事業	女性と子どもの悩み相談(第2土曜日) 人権全般(随時)	女性と子どもの悩み相談には専門的な相談員を配置している。また、センター職員も電話相談にも対応しているが、相談内容によっては他機関との連携をとっている。	
	自主事業			
リーダー養成講座	公益事業	基礎講座(3回) 手話講座(5回) ハングル語講座(5回) ポルトガル語講座(5回)	語学の学習だけではなく、ハングル、ポルトガル語、手話を楽しく学びながら、その国の文化や生活あるいは聴覚障がい者の思いにふれ、互いのコミュニケーションを図ることができた。また、この講座をきっかけとして、お互いの民族を尊重しあい障がい者や外国籍住民が地域社会の中で偏見をもたれることなく多文化共生の社会が実現できるように推進することが大切である。	
	市の受託			
人権のまちづくり講座	公益事業	部落問題 女性の人権 障がい者の人権 外国籍住民の人権 子どもの人権 高齢者の人権 患者(感染者)の人権	7分野の人権問題をテーマにした講座は参加者は幅広く各学区でおこなわれる、まちづくり懇談会、職場研修等で活かされている。	
	市の受託			

(財)近江八幡市人権センターの概要	人権フェスティバル	公益事業 市の受託	人権のつどい 模擬店 パネル展示	人が輝くまちづくりをめざして開催した人権フェスティバルも9回を迎え、市民に定着し参加者も年々増えてきている。 しかし、駐車場のスペースが不足しているため今後どのようにしたらいいのか検討する必要がある。
	人権擁護啓発におけるカレンダー作成	公益事業 市の受託	人権擁護啓発をするために市内の小・中学校・各公民館、各企業に人権擁護作品の募集をおこない、優秀作を掲載した人権カレンダーを作成し関係機関・団体等に配分する	人権擁護のための作品募集をすることで、小学校・中学校企業等で取り組みが深まり、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることができた。 応募作品の内容も質的に高まりを見せ、各種研修会での展示により広く人権啓発に活用しているため今後も継続していきたいと思っている。

行政所管課による内部評価	近江八幡市としての関与の妥当性の検証 【視点】・設立目的は現在でも意義があるか(達成済みでないか、プレしていないか)。 ・行政として支援することの必要性、妥当性はあるか。
	人権センターにおいては、その運営の中で様々な市民層から参画構成されている。理事会や運営委員会において議論され、タイムリーな課題解決のための取り組みが可能であり、他にこのような団体は見受けられない。これらの事から財団法人近江八幡市人権センターへの委託は適当と思われるが、設立時における大きな目標であった同和問題は、本市の最重要課題に位置付けられ、この取り組みが人権意識の高揚を図ってきた。このことは、市の人権施策と人権センターの整合性がとれ、大きな成果であった。しかし、今日、同和問題は一般施策へと移行し市の人権施策と人権センターとの役割が不明確な部分が見受けられ、その整合性について検討を要する。

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	16 点	合計点数 58 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかという点の評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	11 点		
		効率化、節約の努力はあるか	11 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	12 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	8 点		
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の施策展開について希望は持てるが、いまだ評価の段階ではない。</li> <li>・今後に期待したい。</li> <li>・市の責任、当該法人の責任の区別をしっかりと整理し、それを事業計画に反映してほしい。</li> <li>・広報、啓発を行うのであればインターネットの活用は重要である。</li> <li>・市の施策(所管課が行うのか、あるいは福祉担当課や別の課がやるのか)の方向がまとまっていないのではないかと。市の方向性がない中ではコメントしづらい。</li> <li>・今年度末には結論を出すとの答弁があったので、大筋だけでも早く示してほしい。</li> </ul>			

今後の評価結果を受けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権センターと市の役割について、現在、教育委員会を含めた関係課で見直しを行っているところであり、整合性のある事業計画が策定できるよう進めております。</li> <li>・人権センターの責任を明確にすることや行政としての役割、責任を明確にし業務内容の整理を行って、市としての施策方針と事業計画に反映していきます。</li> <li>・インターネットの活用については、啓発や行事の周知だけでなく理事会・運営委員会の内容など広範囲で活用できるよう工夫していきます。</li> <li>・現在、人権センターでは国からの受託事業に取り組んでいるところであり、教育委員会と共に支援していく考えです。</li> </ul>
-------------	--

## 公益法人等に関する業務の評価

3

法人等名称	財団法人近江八幡市国際協会		
設立根拠	民法第34条	行政所管課	まちづくり支援課
設立年月日	H 2 年 3 月 30 日	設立者	近江八幡市
基本財産	80,000 千円 【左記の内 市出資率 100%】		
設立目的	近江八幡市民(以下「市民」という。)の国際理解を深め、国際協力思想の高揚を図るとともに、産業、経済、情報、文化など広範な分野での国際交流を積極的に推進し、社会全般にわたる国際化の進展に対応した人材の育成と近江八幡市の振興 に寄与することを目的とする。		
事業内容	(1)留学生の派遣事業 (2)国際交流事業の企画及び推進 (3)国際交流に関する情報の収集及び提供 (4)民間交流団体並びにボランティアの育成及び連絡調整 (5)市内滞在中の外国人に対する支援及び相談活動 (6)国際交流に関する受託事業 (7)その他協会の目的を達成するために必要な事業		
平成20年度主要事業 【事業区分は「公益事業」か「収益事業」か、また、「自主事業」か「市の受託事業」かの区分】			
事業名称	事業区分	事業内容	成果と課題
友好諸国交流事業	公益事業	海外姉妹都市・兄弟都市との交流事業 ミシガン州友好親善使節団の派遣 滋賀県ミシガン州友好親善使節団として市民3名をグランドラピッズ市に派遣し、ホームステイや市内見学など、交流を深めた。派遣期間 8/19～27	グランドラピッズ市と密陽市に関しては、市民、行政関係者との相互交流が不定期(中学生交流は定期的)ではあっても、継続しているが、レブンワース市とは交流事業がなく、検討課題となっている。
	自主事業		
海外留学生交流事業	公益事業	市教育委員会から中学生海外派遣研修事業受託 第15回グランドラピッズ市中学生短期留学交歓研修(受入)受入期間 5/9～17 8名 第18回グランドラピッズ市中学生海外派遣研修(派遣)派遣期間 9/26～10/4 10名	中学生の相互交流の長期継続事業として、友好親善、国際理解等人材育成に寄与している。しかし、派遣生徒による成果の還元、活用が十分にできていない。また、当協会の事務局を市職員が兼務していることから、市民ボランティア等の協力を得てはいるものの事業実施にかかる業務負担が毎年増大している。
	市の受託	第4回密陽市中学生交流事業(派遣)派遣期間 5/15～18 9名 (ホームステイ助成金給付事業…平成20年度は対象者なし)	
共生社会推進事業	公益事業	多文化共生推進にかかる事業 日本語交流教室の開催 月3回土曜日午後7時30分～ 受講生:7カ国 25名 指導者登録:6名 多文化まるごと講座の開催 第7回「ペラルーシ編」7/19,8/23,10/18 第8回「台湾編」2/14,21,3/14 国際親善ボランティア登録 ホームステイ、翻訳・通訳、イベントスタッフ、広報誌作成 市民国際交流のついで「わいわいパーティー 2008」の開催 11/5 332名参加 ワールドアミーゴクラブの開催 外国にルーツをもつ子どもの日本語指導・学習支援、居場所づくり 朝鮮通信使ゆかりのまち全国交流大会参加 多文化共生くらしのガイド事業 委託先:近江八幡多文化共生市民ネットワーク 実施日数:68日	年々増加を続ける外国人住民が安心して生活できるまち、多文化が共生できるまちを目指し「多文化まるごと講座」や「多文化共生くらしのガイド事業」などの共生社会推進事業を実施し、多文化共生への理解を深める機会の提供と外国人住民への生活支援と現状把握を図った。また、平成20年(2008年)末からの経済状況の急激な悪化により、製造業を中心に派遣や請負で働く外国人住民の解雇等による住宅の喪失、医療、教育など生活に関する深刻かつ緊急を要する状況が続き、好転の兆しも見えない中、緊急の就労支援の一環として、「緊急!日本語集中講座」を開催し、再就職に向けた日本語を集中的に学ぶ機会及び就労等生活に関する情報提供等を行なう場とするなど緊急課題に対する迅速な対応を行うことができた。 ボランティア等関係団体との協働による事業が拡大、また特に昨今の外国人住民を取り巻く課題の多様化、複雑化に対応する事業の実施にあたり、当協会の事務局体制では限界がある。
	自主事業	「緊急!日本語集中講座」の開催 3月5日(木)～3月25日(水)計10回 参加者:14名 緊急の就労支援の一環として、原則として、失業している外国人住民を対象に日本語の基礎とともに実践的な会話を集中的に学ぶ機会の提供を行った。	

行政所管課による内部評価	近江八幡市としての関与の妥当性の検証 【視点】・設立目的は現在でも意義があるか(達成済みでないか、プレていないか)。 ・行政として支援することの必要性、妥当性はあるか。				
	現在の財団の状況では、財団として存在する意義はあまり見出せない。しかしながら、取り組んでいる業務は必要な業務であり、円滑に推進できる体制の構築が必要である。				
第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8.0 点	合計点数 41.6 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかというこの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8.0 点		
		効率化、節約の努力はあるか	10.4 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8.8 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	6.4 点		
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の変化に伴い、当該法人の使命も変わった。「自治体の国際化」は、今、時代に合わせた新しい方法を考える必要がある。</li> <li>・市職員の兼業問題など市民から見て分かりやすい形になっていないのは問題である。</li> <li>・当該法人の清算という方向性で良いと思うが、今まで当該法人の理事・評議員(当該法人を構成している団体)から得ていた意見やアイデアは、引き続き得られるようなシステムを工夫してほしい。</li> <li>・廃止も含めた検討が必要なのではないか。</li> <li>・当該法人の設立目的の達成に「有効な事業は何か?」、この点が良く分からない。</li> <li>・市職員のサービスの適正化が必要である。</li> <li>・「見直し」を行うということであるが、具体的な方向性を打ち出してほしい。</li> </ul>				
ての 評価 結果 の 方向 性 を 受 け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員の関与の仕方については、財団業務を行うことは本来、業務外であるため、財団運営のための人材(事務局員)確保に向け所要の措置を講ずる。</li> <li>・平成20年12月に施行された新公益法人制度にかかり、当該法人の理事会や評議員会において、協議を行い、事業存続を前提に法人清算も含めた組織の方向性を平成21年度中を目処に示し、平成23年度には移行予定である。市としては、移行後の当該法人の組織形態にかかわらず、市の国際交流・多文化共生推進の先導的役割を担う民間団体として位置づけ、運営体制についても、事業継続のための事務局員人件費の補助等、積極的な関与を行う予定である。</li> </ul>				

## 公益法人等に関する業務の評価

4

(財)ハートランド推進財団の概要	法人等名称	財団法人ハートランド推進財団		
	設立根拠	民法第34条	行政所管課	まちづくり支援課
	設立年月日	H 8 年 3 月 12 日	設立者	東 三郎
	基本財産	50,000 千円	【 左記の内 市出資率 48% 】	
	設立目的	近江八幡市を中心とした地域において、市民の自発的、積極的な参画と協力による地域社会づくりの推進を図ることにより、市民にまちづくりへの創意と共感を呼びおこし、もって活力と個性にあふれた地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
	事業内容	(1) まちづくり活動の支援及び助成事業 (2) まちづくりについての交流催事の支援及び開催事業 (3) まちづくり活動を推進するための人材育成及び意識啓発事業 (4) まちづくりに関する情報の収集、編集及び提供事業 (5) まちづくりに関する調査及び研究事業 (6) まちづくりに関する地方公共団体からの受託事業 (7) その他前条の目的を達成するため必要な事業		
	平成20年度主要事業 【事業区分は「公益事業」か「収益事業」か、また、「自主事業」か「市の受託事業」かの区分】			
	事業名称	事業区分	事業内容	成果と課題
	八幡塾	公益事業	第35回八幡塾 69名受講 7/17 第36回八幡塾 45名受講 1/23	補助金支給のメドがつかなかった為年5回開催予定が2回しか出来なかった
		自主事業		
NPOなど中間支援促進	公益事業	15団体への助成交付、報告会	厳正な審査委員会の審査を経て助成団体・金額を決定。本年度限り。	
	自主事業			
八幡再発見 - 市史学習会	公益事業	1. 千僧供地区歴史資料館見学8/20 2. 大嶋・奥津嶋神社、惣村の研究10/25 3. 日野川流域、上野神社11/29 4. 日野川流域と史跡について2/28 5. 日牟礼八幡宮の由来、研修3/27	『近江八幡の歴史』第4巻「自治の伝統」をテキストにして、市史編纂室の亀岡氏や地元の縁の方に説明していただき現地研修会を行った。普段何気なく通り過ぎていた地域の再発見ができた。	
	自主事業			
まちづくり交流サロン	公益事業	会員(会員外)サロン交流会 - 金沢・高岡・白川郷の伝統的建造物保存地区研修	伝統的建造物群保存地区を巡り、その地域のまちづくりについて学び、参加者(賛助会員多数)の交流を図った。	
	自主事業			

行政所管課による内部評価	近江八幡市としての関与の妥当性の検証 【視点】・設立目的は現在でも意義があるか(達成済みでないか、プレしていないか)。 ・行政として支援することの必要性、妥当性はあるか。
	財団設立当初より、まちづくりに関して果たしてきた役割は大きなものがあったが、時代の要請に応えられるような体制への脱皮が十分に行えていないように感じられる。このため、役員会等の場で助言を行っていききたい。

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	9.6 点	合計点数 51.2 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	11.2 点		
		効率化、節約の努力はあるか	10.4 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	9.6 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	10.4 点		
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人というものに対して市民が考える視点や求めることと、行政が財団法人に求めることは一致しないということを認識するべきである。</li> <li>・行政の考える常識は、世間では非常識と思われることもある、ということに気付くべきである。</li> <li>・多少無理をしても精算するか、このまま無駄を続けるのか、そろそろ判断すべき時期にある。</li> <li>・当該法人の役割、地域における位置付けが明確に示されなかったという感想を持つ。</li> <li>・公益法人(行政が出資する財団)が、NPOの領域を牽引するというモデルが、有効であり続けられるかがポイントである。</li> <li>・当該法人の果たしてきた役割は成果があったということは分かるが、全体的に分かりにくいので、もっと丁寧に説明していただきたい。</li> <li>・当該法人を何のために支援するのか、どういう方向へ進むよう助言していくのか、市としての施策全体のビジョンと、当該法人に何を求めていくべきなのかを具体的に打ち出してほしい。</li> <li>・多くのまちづくり団体ができつつある中で、当該法人が中間支援を行わなければならない理由が分かりにくかった。</li> </ul>				

の評価結果の方向性を受けて	新公益法人制度施行にかかる今後の当該法人の組織形態、運営体制、使命、事業等について、今後の市の関与の有無の必要性を含め再確認のうえ、方向性を示し、役割の明確化を図る。
---------------	---

## 《 地方公営企業等会計の評価 》

- ・ 近江八幡市上水道事業（企業会計）
- ・ 下水道事業（特別会計）
- ・ 農業集落排水事業（特別会計）

## 地方公営企業等会計の評価

近江八幡市では、水道事業を地方公営企業会計で、公共下水道事業及び農業集落排水事業を特別会計で運営しており、いずれの事業も、経営の健全化及び効率化に向けて取り組んでいるところです。

また、平成19年度には、国の臨時特例措置として実施された公的資金補償金免除繰上償還を受けるにあたり経営健全化計画を策定し、これを中期計画と位置付けて徹底した経営改善を進めています。

それぞれの事業においては、今後もこの計画の推進により、経営基盤の強化を図り事業の自立性を確立し、質の高い行政サービスを継続的かつ安定的に提供していく必要があります。

そこで、現在、提供しているサービスの意義と、経営実態について、事業所管部署の検証結果をもとに第三者評価を実施しました。

## 評価対象

- ・近江八幡市上水道事業（企業会計）
- ・下水道事業（特別会計）
- ・農業集落排水事業（特別会計）

## 実施方法

経営健全化計画に上げられた各経営課題の解決に向けて、担当課が取り組んできた実績を自ら点検・評価し、その結果について行政評価委員会が第三者評価を実施しました。

日時：平成21年8月29日（土）13時30分～16時30分

場所：近江八幡市総合福祉センター 2階 研修室

行政評価委員会は公開により実施

行政評価の流れ

ステップ1：担当課ヒアリング

- ・1課45分程度
- ・担当課説明（業務の説明、成果と課題）：15分程度
- ・質疑：30分程度

<担当課の説明にあたっての要点と留意点>

業務の概要説明

現在の課題が何であるか

課題の解決に向けた見通し

近隣自治体との比較（運営形態、事業費、料金設定、行政の持ち出し）

一般市民にもわかるようにわかりやすく説明する（市民への説明責任）

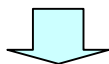
<担当課による評価の視点>

それぞれの経営課題を「職員数の純減や人件費の総額の削減」「経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等」「一般会計等からの基準外繰出しの解消等」に分類し、これらの視点に対しての、取組状況、成果、課題に取り組む上での問題点、今後の方向性について検証する。

ステップ2：項目別評価

- ・各評価委員の持ち点を25点とし、100点満点制により点を付ける。

- ・ 25点の内訳（各項目5段階評価）
  - 説得力、わかりやすさ・・・・・・・・・・ 5点
  - 結論に至る論理の明確性、計算の正しさ・・・・・・・・ 5点
  - 効率化・節約の努力はあるか・・・・・・・・ 5点
  - 市として「持続可能であるか」への配慮の有無・・・・ 5点
  - 結果の予測、出現した結果の責任・・・・・・・・ 5点
- ・ 上記各5項目の評価及び指摘事項



### ステップ3：総合評価

- ・ 総合評価コメント（下記の点について、特に説明責任が果たしているか）
  - 必要性（目的妥当性、緊急性、社会的ニーズ、上位施策への貢献度）
  - 効率性（費用対効果、経済性・手法の妥当性）
  - 有効性（目標達成度(成果)、市民満足度）
- ・ 担当課が自己評価を行う際の視点や、評価に必要な資料・情報についてのコメント

#### 行政評価委員会（第三者評価委員会）の委員構成

同志社大学政策学部長	真山達志	教授（行政学）
同志社大学政策学部		
大学院総合政策科学研究科	山谷清志	教授（政策評価論・行政責任論）
京都府立大学公共政策学部	窪田好男	准教授（政策評価・政策形成論）
神戸学院大学法学部	南島和久	准教授（政策評価・行政学）
同志社大学政策学部	平松英哉	講師（行政学・公共政策）
(株)ジャパンインターナショナル総合研究所		
	内田真	チーフまちづくりプランナー

## 第三者評価結果《総括》

### 個別の指摘事項

#### 1．上水道事業について

水道事業所からは、近江八幡の地域特性から由来する水道事業の展開について説明があり、目的に対する手段が限られるなかで努力の跡が見られた。しかし、県水の受水による給水単価の上昇が経営を圧迫していることなどについて、市民が納得するためには、さらに分かりやすい説明が求められるところである。経営改善に向けては、民間委託を進めるなどの努力が見られたが、安全性の確保に向けて質のコントロールが課題となる。企業会計としての経営改善と効率へ向けた努力は概ね見られたものの、安土町との合併を考慮に入れたとき、改めて計画の見直し・再編が要請されることを指摘しておきたい。

#### 2．下水道事業について

下水道課からは、図表等用いながら専門的用語や経営指標について分かりやすく説明していただき、下水道事業の課題を明確に把握することができた。公共下水道事業を計画的に進めていくことを前提にした場合、説明は論理的であろう。しかし、はたして下水道事業を計画どおり進めていくことが

持続可能性や結果予測の面から適切なのであろうかとの指摘も見られた。経営効率のため事業の進行管理を進めていくこともさることながら、市民の納得を得つつ公共下水道と合併浄化槽の役割分担の検討や人口変動に関するシミュレーションの活用によるコスト面の予測などが求められるところである。

### 3. 農業集落排水事業について

下水道課から農業集落排水事業について、公共下水道事業との一括管理のもと適切な維持管理に取り組み経費削減を進めている旨説明いただいた。説明は丁寧で分かりやすく、問題の所在を明らかにすることができた。しかし施設の老朽化が進むなか、市としての持続可能性の観点からは、下水道事業同様、合併浄化槽等の手法も視野に中長期的な選択を意識的に行っていくことが求められよう。中長期的視点に立ったとき、市町村合併あるいは地方分権の動向を踏まえることが重要である点を改めて指摘しておきたい。

### 総括的な指摘事項

上下水道は、市民にとって欠くことのできないライフラインである。蛇口をひねれば安心して水が利用でき快適な水環境が享受できるという当たり前のことでありながらも、市民にとって市が何を行っているのか理解しにくい。そうであるからこそ、市民に分かりやすい説明が求められよう。

各課からは、行政評価委員からのヒアリングに対し懇切丁寧に事業の説明を行っていただき、経営改善に向けた論点を明確にすることができた。説明責任のレベルは、概ね高いものであった。

しかし一方で、繰り返し指摘したように持続可能性の視点や結果予測の視点からは、計画どおり事業を進めていくことが本当に合理的なのか疑わしい面もある。もちろん、法律の縛り、国・県の政策や所管省庁の違いなどにより、市として独自に事業展開することは難しい。そのため、当面計画を根本的に見直すことは非現実的であろう。しかし、安土町との合併を期に、10年後を見据えた将来像を改めて検討する機会をもたれることを期待したい。

なお蛇足になるが、地方公営企業等の経営効率追求に特化した評価を行う場合、会計の専門家の育成、あるいは会計士等による所見が求められることを重ねて指摘しておきたい。

地方公営企業等会計の評価

1

概要	事業名	近江八幡市上水道事業		
	事業開始年月日	昭和28年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
財務状況の分析	区分	内 容		
	財務上の特徴	<p>社会背景から、地方公営企業を取り巻く環境は、経済不況や地方分権制度の確立及び国の三位一体改革の影響から、地方財政を急激に圧迫し、地方における水道事業の経営は、非常に厳しい状況下に置かれるようになった。このことを踏まえ、当地域の環境は、京阪神のベッドタウン化により年々人口が増加傾向にあり、給水戸数や給水人口も増えてきているものの、大口の需要者の撤退、需要者の節水意識による節水型社会により水需要の伸びが見られない現状である。</p> <p>また、施設面において、配水系統は、3系統{牧浄水場・岩倉浄水場(長福寺配水池)・円山配水池}からなっており、このうち牧・岩倉浄水場については、自己水であるのに対し、円山・長福寺配水池の多くは県水で賄っている。しかし、近年では県との受水契約書に基づく県水受水率は、責任水量の増加とともに年々受水率が高くなってきている現状である。</p> <p>これらのことから、経営面では、平成12年1月にその当時では、県内7市の中でも最高ともなる料金設定で、以前の金額から12.1%値上げの料金改定を行い、それまでの赤字経営から脱却した。</p> <p>その後、平成15年度に「水道事業会計経営改善策の取り組み」により職員一丸となって、経費の削減と事業の効率化に取り組んだ結果に加え、水道事業経費での大きな役割を占めている県水受水費が、1m<sup>3</sup>当たり115円から105円と約10%の値下げとなったことが大きな要因となり、それ以降(平成18年度)まで健全経営を維持している。今後においても現行の料金体系を堅持することを広く市民から求められている。</p>		
財務状況の分析	経営課題	課題	牧浄水場の老朽化に伴う抜本的な大規模改修(平成22年度)の予定。	
		課題	老朽埋設管の早期更新(平成23年度から)。	
		課題	課題・に対する改修・管理委託の民間活力導入の検討。	
		課題	職員の定数管理における適正化及び安全で安心な水道水を安定的に供給できるプロ意識の持った人材育成の必要性。	
		課題	健全経営に伴う経営効率化を目指した事業の推進及び展開。	
		課題		

下表は、「財務状況の分析」であげた各経営課題を、4つの視点に当てはめて取組んだ「成果と問題点(課題解決に取り組む上で問題となったこと)」、そして「今後の方向性」について所管課で検証したものです。

課題解決に向けた取り組み状況	視点1：職員数の純減や人件費の総額の削減 <組織、定員及び給与に関する事項>		
	成果と問題点	<p>職員数については、平成19年度に比べ1人の減となった。理由は年度途中の退職不補充によるものである。職員数は、類似団体に比べ3~4名多い現状であるが、理由は、鉛給水管工事担当職員や浄水場を3箇所抱えその維持管理に必要なためである。</p> <p>職員給与費(退職手当を除く。)については、対前年約1,500万円の減額となっている。理由は、年度途中の職員の退職と人事異動による職員1人当たりの平均給与費の低下によるものであり、又、時間外、特殊勤務手当等の手当総額も減額となったものである。</p> <p>特殊勤務手当については、例えば管等の施設の老朽化による漏水事故対応で休日や夜間にも出勤することが度々あり、その他の手当を含め見直しには至らなかった。</p>	
	今後の方向性	<p>職員数の削減については、浄水場の維持管理の完全委託化、開閉栓、検針、料金収納業務の委託化の推進を図る。</p> <p>特殊勤務手当については、市の他の部局や県内他市町の状況を見ながら取捨選択を行う。</p>	
	視点2：経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 <投資に関する事項> <料金その他の収入に関する事項>		
成果と問題点	<p>浄水場や開閉栓・検針・料金収納等の営業事務の民間委託化を引き続き実施している。</p> <p>県からの受水については受水市町の要望もあり、平成20年度から単価がm<sup>3</sup>当たり105円から95円に値下げされ、受水費は対前年度約5,200万円の減額となった。</p> <p>料金収入については、当分の間値上げを行わない方針から、収納率の向上に努めており、高額滞納者に対して分納誓約や給水停止を行っている。収納率は平成19年度に比べ全体で0.08%上昇し、特に過年度分については、0.36%上昇した。</p>		
今後の方向性	<p>平成24年度からの浄水場の完全民間委託を行う。</p> <p>委託料を始めとした各種費用の精査に努め経費の節減を図る。</p> <p>県水の給水単価が平成23年度に見直される予定のため、値下げと受水量の削減を働きかけ受水費の削減に努める。</p> <p>老朽管の布設替えを計画的に行い漏水等の無効水量の削減に努める。</p>		

		視点3：一般会計等からの基準外繰出しの解消等 <一般会計からの繰出金に関する事項> <経営基盤の強化に関する事項>			
課題解決に向けた取り組み状況	成果と問題点	一般会計からの繰入については、経費負担区分に基づく義務的繰入の内、消火栓に要する経費のみの繰入を受けている。一般会計補助金については、更新が急がれた鉛給水管の取替工事費の企業債償還分と近江八幡駅南開発に伴う管布設工事費の企業債償還分を受けているのみで、その他の経費補助等の任意的繰入は受けていない。			
	今後の方向性	水需用の減少と安土町との合併により料金収入の減少が予想される。早期の料金値上げを行わない前提のもとでは、業務の民間委託化の更なる推進や経費節約を図り、独立採算制の堅持に努力する。			
	視点4：その他 <情報公開に関する事項> <その他重点事項>				
	成果と問題点	市の広報誌やホームページ等により市民に対し水道事業について情報を提供した。又、浄水場の一般開放を行い市民に対し、水道事業の啓発に努めた。			
	今後の方向性	厚生労働省の「水道基本問題検討会報告」や「水道ビジョン」の中にも掲げられているとおり、水道が料金によって運営されている以上、事業運営に需要者の意思を反映できるよう需要者とのパートナーシップは重要であり、各種の媒体を通じて情報公開を行うとともに、施設の一般開放等も引き続き行い啓発に努める。			
第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	12.0 点	合計点数 62.6 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかという点の評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	12.0 点		
	効率化、節約の努力はあるか	12.0 点			
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	13.3 点			
	結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	13.3 点			
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状では合理的であろう。ただし、県との関係（県水受水）、合併先（安土町）との関係を考慮して、計画や財政面での再考が必要であろう。</li> <li>・質問に対しての答えにはなっているが、問題がどこなのか見えづらかった。（県水受水の必要性など）</li> </ul>			
の 評価 結果 の 方向 性を 受 け て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安土町の水道事業は、厳しい経営を続けており、合併後新市の経営状況も料金収入の減少することが予想されることから、経営を維持するためには更なる業務の委託化、経常経費の節減、料金収納率の向上に努め経営の健全化を図る。</li> <li>・県の水道用水供給事業は、広域の市町に安定的に水道水を供給するものであり、本市にも必要なものであるが、配水量が減少しており、協定内容（受水量割当）が経営を圧迫している状況である。受水費の削減に向け県企業庁と協議を行う。</li> </ul>				

地方公営企業等会計の評価

2

概要	事業名	公共下水道・特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
	事業開始年月日	昭和50年1月20日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
財務状況の分析	区分	内 容		
	財務上の特徴	<p>本市の下水道事業は、琵琶湖流域下水道関連（湖南中部処理区）で昭和49年度より事業着手を行い進めている。</p> <p>平成19年4月1日現在の事業認可区域（1,668.6ha）における整備率は60.3%、普及率は60.2%となったが、滋賀県下で他市と比べると最低となっている。</p> <p>又、地域特性としては、地形が平坦なため、マンホールポンプを多用した計画となり整備事業費の増大、及び維持管理費が大きくなっている。</p> <p>さらに、過去5年間の事業集中により起債償還額が年々大きく増大していることから資本費平準化債を利用し市財政状況と整合を図っている。</p> <p>尚、過去5年間の水洗化率は年々増加しているが、依然として低い数値となっていることや、使用料の経費回収率においては、年々低下している傾向にあるため企業経営としての要素を考え経営の適正化を図る必要がある。</p>		
	経営課題	課 題	使用料金の見直し検討	
		本市における使用料金単価は、150円/m <sup>3</sup> 、汚水処理原価が373円/m <sup>3</sup> （平成18年度）であり経費回収率については、40.2%と低い。料金改定は、平成5年に行っており今後は、県下の状況や近隣市町の料金等を参考にしながら使用料の改定を行いたい。		
		課 題	水洗化率の向上	
		平成19年4月1日現在において、73.5%の接続率であり県平均が85.1%であることからより一層の向上に取り組む。		
		課 題	事業計画検討及びコスト縮減	
		企業経営として、経営基盤の強化を図っていくことが必要であり、各業務におけるコスト縮減や事業計画においては、社会情勢、経済情勢の変化に対応し、本市の財政状況を勘案しながら、効果的な事業執行を行う必要がある。		
		課 題	維持管理の効率化	
	施設の老朽化に伴い維持管理が増大する傾向にあり、更なる効率的な運営管理を行う。又集中浄化槽の公共下水道への切替も進める。			
課 題	情報公開			
下水道事業の経営状況を市民にわかりやすく公開する。				

下表は、「財務状況の分析」であげた各経営課題を、4つの視点に当てはめて取組んだ「成果と問題点（課題解決に取り組む上で問題となったこと）」、そして「今後の方向性」について所管課で検証したものです。

課題解決に向けた取り組み状況	視点1：職員数の純減や人件費の総額の削減 < 組織、定員及び給与に関する事項 >	
	成果と問題点	平成20年度において、組織体制の効率化及び財政事情に合わせた整備計画の見直しを行い人員を1名削減した。また、資産台帳の整備については、事業着手から平成19年度までを実施した。平成21年度以降の資産台帳の整備については、安土町との合併後、安土町の台帳整備も必要となる。
	今後の方向性	平成20年度以降の資産台帳の整備については、新市においても引き続き台帳の整備を行い、企業会計移行を進める。また、管路を含めた長期的な維持管理計画を作成し、外部委託を検討し人件費の削減を図る。合併後の体制についても効率的な体制とし、適正な人員配置とする。
	視点2：経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 < 投資に関する事項 > < 料金その他の収入に関する事項 >	
成果と問題点	<p>収 納 率：使用料については、平成20年度現年分の収納率は98.9%、滞納分の収納率は27.3%であった。</p> <p>水 洗 化 率：平成18年度75.1%、平成19年度76.3%、平成20年度78.1%と向上した。平成20年度には、水洗化促進啓発を行う戸別訪問等で、未届け接続箇所を31箇所発見し、未届け期間中の使用料2,650千円を新たに賦課し、うち分割徴収により1,103千円を徴収した。また、啓発による接続が15件あった。</p> <p>使 用 料：平成20年度の使用料金単価は150円/m<sup>3</sup>、汚水処理原価は281円/m<sup>3</sup>で、経費回収率については平成18年度40.2%、平成20年度53.4%と向上しているものの、まだまだ低い状況である。</p> <p>有 収 率：平成17年度以降有収率が下がって来ているので、不明水対策に取り組む必要がある。</p>	
今後の方向性	<p>未収金対策：戸別訪問等により滞納整理に努める。</p> <p>水洗化向上：戸別訪問等による水洗化促進啓発に努める。</p> <p>使 用 料：平成5年に平均3.2%値上げの料金改定を行い、基本方針として、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担することを前提とし、事業前半時期でもあることから、交付税措置が講じられている基準による繰出し金及び基準外繰出し金の繰入れを行う方針により、近隣市町の状況、当時の経済情勢等を勘案した設定となっている。</p> <p>しかし、現状において下水道事業に係るコストと受益者負担のバランスがとれているかを検討し、将来の見込を勘案して普及率の変化に適應した使用料の見直しを合併後の平成23年度目標に行う。</p> <p>不明水対策：老朽化した管路の点検・調査を行い、長期の維持管理計画を作成して行く。</p>	

視点3：一般会計等からの基準外繰出しの解消等 <一般会計からの繰出金に関する事項> <経営基盤の強化に関する事項>	
成果と問題点	<p>使用料総額は、下水道普及率の向上・接続率のアップによって、年間有収水量とともに増加している。しかし、過去に急ピッチで下水道整備を行うために発行した地方債の償還が年々大きくなり、一般会計から多額の繰出しを余儀なくされている。</p> <p>現状では、市の厳しい財政状況を考慮し、資本費平準化債を発行して、下水道特別会計の公債費に充てることで一般会計からの繰出金を少なくする予算措置としている。</p>
今後の方向性	<p>地方債の償還ピークが10年後になることから、今後も一般会計からの繰入額の増額が必要であり、資本費平準化債の発行を必要とされる方向である。</p> <p>また、未収金対策や接続の向上、料金の適正化等により収入の増額を図り、基準外繰出しの解消を目指す。</p>
視点4：その他 <情報公開に関する事項> <その他重点事項>	
成果と問題点	
今後の方向性	

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	17.3 点	合計点数	66.6 点	<p>点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかというこの評価です。</p>
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	13.3 点			
		効率化、節約の努力はあるか	10.7 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	13.3 点			
		結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	12.0 点			
	総合評価	<p>・わかりやすい説明。ということは担当者が課題を適正に把握し、その対応策も十分認識しているということである。</p> <p>・事業の進行管理、環境負荷、市民の納得（下水道地区か浄化槽地区か、下水道地区での汲み取りや浄化槽から下水への転換）の3点に留意する必要がある。</p> <p>・持続可能性を考慮して、下水道計画を進めたほうがよいと思う。（コミュニティプラントの計画的推進 など）</p> <p>「コミュニティプラント」：集落や団地などの複数の家庭から出る生活雑排水を集積して、河川などに流せるように処理する汚水処理施設で、集落や団地で共同に利用する合併処理浄化槽とも言えます。</p>				

の 評 価 後 結 果 方 向 性 を 受 け て	<p>・事業取組みについては、補助金等予算の確保が重要な課題であり、コストと時間を視点に、将来の予測なども考慮に入れ、逐次検討を重ねより効率の良い手法を取り入れ、生活排水対策を推進するものとする。</p> <p>・市民のさらなる理解を深めるために、下水道経営状況を開示するにあたって、今後の下水道事業についての課題を市民と一緒に考えていくために、コスト、水質改善並びに環境保全という面から伝えることが重要であり、わかりやすい開示方法などの取組みを行う。</p>
---	--

地方公営企業等会計の評価

3

概要	事業名	農業集落排水事業		
	事業開始年月日	平成2年	地方公営企業法の適用・非適用	適用 非適用
財務状況の分析	区分	内 容		
	財務上の特徴	<p>本市の下水道全体計画区域内の2つの農村地域において、生活環境の改善と公共水域の水質保全などを目的に、平成2年度より農業集落排水事業に着手し、現在755人を処理している。当初は、処理区毎に地元維持管理組合組織による維持管理運営を行っていたが、公共性の事業に位置することから、市が使用料を徴収して、維持管理を含めた運営を行っている。しかし、整備時期による処理方式の違いなどによる維持管理費用の違いや、突発的な修繕費用が膨大であるため、使用料のみにおける運営は難しい。また、建設における長期借入金の返済については、建設時に地元分担金として利用者から一定の割合にて徴収した経過から、使用料に新たな賦課をすることは困難であるため、一般会計からの繰り入れに頼っている状況である。</p>		
	経営課題	課 題	施設維持管理のコスト軽減	
			適切な維持管理に努め、法令で定められている水質基準を厳守する中、委託の内容について見直しを図る。	
		課 題	施設機器類の更新費用の軽減	
			各施設に設置されているブロワーやポンプなどの機器類については、更新計画を策定して適正な維持管理に努める。	
		課 題	使用料の賦課基準の見直し	
		使用料は使用世帯の人員によって賦課するよう平成19年度に改定したところであり、短期間での見直しは難しいが、近隣他市が水道使用料の従量制に見直す情勢であり、本市においても、今後、検討を行っていく。		
	課 題	定員管理の合理化		
		下水道事業との一括による維持管理体制のもとに人件費の軽減を行っているが、さらなる軽減に努める。		
	課 題			

下表は、「財務状況の分析」であげた各経営課題を、4つの視点に当てはめて取組んだ「成果と問題点（課題解決に取り組む上で問題となったこと）」、そして「今後の方向性」について所管課で検証したものです。

課題解決に向けた取り組み状況	視点1：職員数の純減や人件費の総額の削減 < 組織、定員及び給与に関する事項 >		
	成果と問題点	公共下水道事業との一括管理による維持管理体制のもとに平成20年度の人員配置は1名とした。	
	今後の方向性	今後も公共下水道事業との一括管理による維持管理体制のもとに人員配置を1名とし、人件費の軽減に努める。	
	視点2：経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 < 投資に関する事項 > < 料金その他の収入に関する事項 >		
成果と問題点	<p>料金徴収率：地域自治会委託により徴収率100%と高率となっている。</p> <p>汚水処理原価減：計画的な機器類の更新を行っており、平成20年度では農業排水処理施設の曝気攪拌装置修繕工事（1,216千円）を実施したが、汚水処理原価については、平成19年度244円/m<sup>3</sup>に対し平成20年度239円/m<sup>3</sup>と5円/m<sup>3</sup>節約できた。</p> <p>処理方式の違いにより維持管理経費に差異があり、佐波江処理場については使用料より高額となっている。経済環境の変化を勘案した柔軟な姿勢による料金改定の検討が必要。</p>		
今後の方向性	<p>第5次近江八幡市行政改革実施計画に基づき使用料について、平成18年度に見直しを行い、平成19年度より各戸の一律料金から基本料と人数割による算定とした。</p> <p>料金収入については、平成20年度の水洗化率が95.3%であることから大きな増収は期待できないが、今後は公共下水道料金とのバランスや近隣市町との状況を勘案しながら料金改定を検討し増収を図りたい。</p>		

		視点3：一般会計等からの基準外繰出しの解消等 <一般会計からの繰出金に関する事項> <経営基盤の強化に関する事項>													
課題解決に向けた取り組み状況	成果と問題点	<p>繰入金比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益的収入分：基準外繰入金 平成15年度51.9%、平成20年度24.3%と、5ヶ年間で27.6%減少して来ている。</li> <li>・資本的収入分：基準外繰入金 平成15年度29.6%、平成18年度0%と、3ヶ年間で0%となり、平成20年度も0%と、基準外繰入金を継続して解消している。</li> </ul>													
	今後の方向性	<p>今後、農業集落排水事業の計画や新たな整備はなく、管理運営費のみが必要であるが、施設の老朽化が進んでおり、中でも修繕費の増額が予想される。</p> <p>そのため、ストックマネジメントの導入により、計画的な修繕と適切な維持管理に取り組み経費削減に努め、基準外繰入金の解消を図る。</p>													
	視点4：その他 <情報公開に関する事項> <その他重点事項>														
課題解決に向けた取り組み状況	成果と問題点														
	今後の方向性														
第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	<table border="1"> <tr> <td>説得力、わかりやすさ</td> <td>16.0 点</td> <td rowspan="5">合計点数</td> <td rowspan="5">69.4 点</td> <td rowspan="5">点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。</td> </tr> <tr> <td>結論に至る論理の明確性、計算の正しさ</td> <td>14.7 点</td> </tr> <tr> <td>効率化、節約の努力はあるか</td> <td>14.7 点</td> </tr> <tr> <td>市として「持続可能であるか」への配慮の有無</td> <td>10.7 点</td> </tr> <tr> <td>結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）</td> <td>13.3 点</td> </tr> </table>	説得力、わかりやすさ	16.0 点	合計点数	69.4 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。	結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	14.7 点	効率化、節約の努力はあるか	14.7 点	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	10.7 点	結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	13.3 点
	説得力、わかりやすさ	16.0 点	合計点数	69.4 点				点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。							
結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	14.7 点														
効率化、節約の努力はあるか	14.7 点														
市として「持続可能であるか」への配慮の有無	10.7 点														
結果の予測、出現した結果の責任（市民への説明責任）	13.3 点														
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明は丁寧でわかりやすい。従ってアカウントビリティのレベルは高い。</li> <li>・可能な範囲での努力は行われている。</li> <li>・中長期的な選択を意識的に行い、そのための準備を進めていく必要がある。</li> <li>・当面の事業としては進めるしかないが、下水道事業全体として農業集落排水のことを考えていくべきではないか。</li> </ul>														
の評価今後結果の方向性を受けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業による施設整備でもあり、施設の耐用期間は現状での取組みとなるが、より効率的な維持管理手法や将来の地域の状況を見据えた施設のあり方を検討し中長期的に自立安定した経営を目指す。</li> </ul>														

# 《 一般事務事業の評価 》

## （平成20年度実施業務）

- ・ 行政改革推進業務
- ・ 体育協会補助業務
- ・ 市老人クラブ創造推進員設置業務
- ・ 市老人クラブ連合会助成業務
- ・ 小規模老人クラブ活動助成業務
- ・ 観光振興推進業務
- ・ 中学生海外研修業務

一般事務事業(平成20年度実施業務)の評価

1

業務の概要と点検・評価	所属名	財政課		行政改革推進 事業		
	区 分	行政改革推進 業務				
	業務の概要	第五次近江八幡市行政改革実施計画に掲げています各改革項目の進行管理を行うとともに、行政改革をより一層推進するために新たな取り組み項目を追加するなど、行政改革実施計画の改訂をします。				
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	行政サービスの質の向上と効率化の追求			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	行政改革実施計画に掲げている庁内各所属の実施業務			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	各所属の業務点検・評価を通して、第五次行政改革実施計画の実施項目の進捗状況(基準日:平成20年12月末日)を把握します。 行政改革をより実効性の高いものとするために行政改革実施計画の改訂をします。			
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	第五次行政改革実施計画に基づいた取組状況の把握により実施計画の進行管理を行うとともに、都市経営推進リーダー会議、行政改革推進本部、行政改革推進委員会からの意見を集約し行政改革実施計画の改訂を行い公表します。			
	業務の点検	平成20年度達成状況	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{\text{実績}}{\text{目標}} = \text{達成率} \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (A) 行政改革実施計画の実施項目の進行管理を行うとともに、平成20年12月末日現在の取組状況を反映した改訂版を作成し平成21年4月に公表しました。 都市経営推進リーダー会議、行政改革推進本部において進捗状況を説明し、意見を交換することで課題等についての共通認識を持つことができ、全庁的な取組として高めることができました。			
	法律関係	法律等に基づかない業務				
		他の根拠法令等(法律・条例等)	地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針(総務省) 地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(総務省) 第五次近江八幡市行政改革大綱			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
		平成20年度	・第五次行政改革実施計画の進行管理 ・行政改革実施計画の改訂 ・行政改革推進本部の開催 ・都市経営推進リーダー会議の開催 ・行政改革推進委員会の開催 ・市議会全員協議会への説明 委員報酬、旅費等		85 千円	
			業務に要した人員数及び人件費相当額		0.8 人 6,565 千円	
		平成21年度	第五次行政改革実施計画の達成状況の把握 第六次行政改革実施計画の策定		197 千円	
業務内容の今後の方向性						
本市第六次行政改革実施計画と安土町の実施計画を統合したものとなる新市行政改革実施計画の進行管理を行うこととなりますが、新市全体に計画を浸透させ、行政改革に向けた職員の意識レベルを持続及び向上させる働きかけが重要になってきます。						

第三者評価委員会	項目別点数	説得力、わかりやすさ	15.2 点	合計点数	76.0 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかという点の評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	16.0 点			
		効率化、節約の努力はあるか	17.6 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	12.8 点			
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	14.4 点			
総合評価	・次期の第六次行政改革を考える際に、今までの改革の課題を反映させてほしい。ただ、第五次行政改革までは節約が目的になってきたが、第六次行政改革は行政サービスの「質」の向上であり哲学が違う。 ・プレゼンテーションの組み立てに改善の余地がある。 ・行政サービスの質の向上のための取り組みには、具体的にどのようなものがあるか。 ・第六次の「行政改革大綱」は「協働」の推進がメインとなるとのことだが、そうであれば「行政改革」という名称は馴染まないのではないか。合併もあるので、別の名称にしてもよいのではないかと。(「第六次」でいいのだろうか。) ・「マイナス」の成果の説明も必要である。 ・基本的には支出削減、事業カットの度合いのみで評価されているが、「行革が住民にとって、どれだけプラスの成果をもたらしたのか」という観点での評価もあればなお良い。例示でも構わないので、いくつかの優れた取り組みを示してほしい。 ・行政改革実施計画は着実に実施できているが、正の側面、負の側面、双方からの成果の分析が必要だと思う。					

のて果  
 方を評 次期行政改革の推進にあたっては、行政改革に取り組んできたことで何がどう変わったのか、市民生活にどのような影響が生  
 向今受 じたのかを把握・分析し、そのことを市民へ説明することで行政改革への理解を図り、市民との協働を進展させていけるような仕  
 性後け 組むづくりを検討します。

一般事務事業(平成20年度実施業務)の評価

業務の概要と点検・評価	所属名	三世交代課		体育振興推進 事業		
	区 分	体育協会補助 業務				
	業務の概要	本市の社会体育の振興については、体育協会と共に図っている。市内35団体で構成されており、体育スポーツの普及発展、市民の健康増進に寄与するため体育協会に対する補助を行う。				
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	本市、体育・スポーツの健全なる普及・発展を図り、市民の健康増進に寄与			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	近江八幡市体育協会			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	本市、体育・スポーツの健全なる普及・発展を図り、市民の健康増進に寄与するため、近江八幡市体育協会や、所属する競技団体等が実施する体育・スポーツ事業及びその育成に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。			
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	本市体育協会加盟団体の育成と本市、体育・スポーツの健全なる普及・発展、市民の健康増進を図ることを目的とする。			
	業務の点検	平成20年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
			$\frac{(\quad - \quad)}{(\quad - \quad)} = \quad - \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (A) 体育協会の運営及び所属団体が実施した事業経過を対象に補助金を交付した。			
	法律関係	任意で実施する	スポーツ振興法 第7条(スポーツ行事の実施及び奨励)			
他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市体育協会事業補助金交付要綱				
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額		
	平成20年度	市補助金1,600,000円		1,600 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.261 人	2,160 千円	
	平成21年度	市補助金1,600,000円		1,600 千円		
業務内容の今後の方向性						
補助金1割カットを行い、歳出の見直しに努めた。今後は、各競技団体補助や関係団体の補助についても検討して行きたい。						

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	6.4 点	合計点数	35.2 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかどうかという点の評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	5.6 点			
		効率化、節約の努力はあるか	7.2 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8.8 点			
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	7.2 点			
総合評価	・体育協会の「法人化」がひとつの課題である。 ・体育協会の自立化が重要な課題と思われる。 ・説明責任を果たせるように頑張ってください。 ・合併を機に十分な見直しを期待したい。 ・160万円は公金であり、それがどう使われて、どういう成果を挙げているかの説明がないのでコメントできない。 ・提出された資料では、継続して補助金の交付を行うように書かれているが、ヒアリングにおける担当者の説明内容では、その必要性があまり感じられず、整合性がなかった。 ・体育協会が、補助金をどのような業務に使ったかをはっきりさせないと、成果が分からない。					

性今を 後受評 のけ価 方て結 向の果	・必要性について関係者と業務内容、やり方を議論しながら決定していきたい。 ・目的を明確にし、用途についても検討した上で、支出の方法等について検討していきたい。
---------------------------------	--

業務の概要と点検・評価	所属名	高齢・障がい生活支援センター	老人クラブ活動助成 事業		
	区分	市老人クラブ創造推進員設置 業務			
	業務の概要	老人クラブが地域における福祉の担い手として、自主的に活動ができるよう、老人クラブを育成強化するため、創造推進員を設置するための助成する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	創造推進員設置を補助し、自主的に活動できるよう老人クラブを育成強化する		
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市老人クラブ連合会		
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	創造推進員設置に対して、補助金を交付する。(県基準単価3万×12ヶ月×3/4)		
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	老人クラブが自主的な活動ができるよう育成・強化するとともに、高齢社会に対応できるよう企画推進および実施指導に当たる創造推進員の設置を補助することにより、老人クラブの自主的活動が展開できる。		
	業務の点検	平成20年度達成状況	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) ( ) = %		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (A)創造推進員の活躍により老人クラブが自主的活動を展開できた。		
	法律関係	国や県の制度に基づき実施	滋賀県市町村振興総合補助金交付要綱		
		他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市老人クラブ活動等助成事業補助金交付要綱		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額
		平成20年度	老人クラブに創造推進員を設置するための助成を行った		270 千円
			業務に要した人員数及び人件費相当額	0.04 人	360 千円
		平成21年度	老人クラブに創造推進員を設置するための助成を行う		270 千円
業務内容の今後の方向性					
老人クラブを育成強化する創造推進員の設置を重要な取り組みと捉え、県補助制度に基づき継続実施する。ただし、県制度廃止の場合は同じく廃止とする。					

【3市老人クラブ創造推進員設置業務】【4市老人クラブ活動等事業助成業務】【5小規模老人クラブ活動助成業務】の3業務は関連するため一括評価としました。よって、以下の項目と内容は3業務に共通するものです。

第三者評価委員会	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8.0 点	合計点数 26.4 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	4.8 点		
	効率化、節約の努力はあるか	4.0 点			
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	4.8 点			
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	4.8 点			
総合評価	・制度があり、法があり、仕事の内容が大事なのは分かる。しかし、実際の活動にどれくらいのコストをかけているのかわからない。大事な仕事であるので質の向上を考えてほしいが、まず、具体的に成果を把握する努力をしてほしい。 ・県や国の下請機関になってしまっていないか。 ・第六次行政改革の「自治システムの確立」の中で、全庁的な議論を持つべきではないか。 ・「重要な事業」との説明であるので、持続可能であるように体制を整えるべきではないか。 ・コミュニティ行政の中で再整理すべきではないか。 ・まずは、説明者は聞かれたことに答えてほしい。話はそれからである。 ・老人クラブに助成するよりも、地域で活動する団体で、アイデアを出し、活発に活動しているところに多く助成するなど、制度的工夫が必要に思う。				

今後の評価結果を方	・退職後男性世代を老人クラブ活動に取り込んで、活動の活性化が図れるよう支援策を検討する。 ・補助金に見合った活動ができているのか、実際の老人クラブの具体的な活動成果が把握できるように、活動内容の分析・検討をしていく。 ・地域活動を行う他の団体の活動内容と老人クラブ活動内容とを比較検討していく。 ・高齢化が進行する中、昼間の地域見守り機能に大きく貢献している老人クラブには、活動の継続のため、補助金支援は現状では、基本的に継続する方向。
-----------	---

一般事務事業(平成20年度実施業務)の評価

業務の概要と点検・評価	所属名	高齢・障がい生活支援センター	老人クラブ活動助成 事業		
	区分	市老人クラブ連合会助成 業務			
	業務の概要	老人クラブおよび連合会における健康・友愛・奉仕活動に対し、助成を行う			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	高齢者の生きがいと健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上につなげる。		
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市老人クラブ連合会(適正老人クラブ)		
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	社会奉仕や教養講座開催、健康増進事業といった活動に対して補助金を交付する。 ・県基準単価2860円×12ヶ月×適正クラブ数 ・県基準単価58円×会員数 ・県の定める額		
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	老人クラブ活動に対し、助成することで、より一層の活性化を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する		
	業務の点検	平成20年度達成状況	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) ( ) = % 目標数値の設定根拠・目標に対する実績		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	(A) 社会奉仕や教養講座開催、健康増進事業といった活動に対して補助金を交付することで、老人クラブ活動が活性化された		
	法律関係	国や県の制度に基づき実施	滋賀県在宅老人福祉事業費補助金等交付要綱		
他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市老人クラブ活動等助成事業補助金交付要綱			
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
	平成20年度	老人クラブおよび連合会活動に対し、助成を行った		3,833 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.03 人	270 千円	
	平成21年度	老人クラブおよび連合会活動に対し、助成を行う		3,833 千円	
業務内容の今後の方向性					
ライフスタイルの変化もあり、加入率は減少傾向にあるが、後期高齢者(75歳以上)にとっては、老化により活動範囲が狭くなるなか、ふれあいサロン等地域でのクラブ事業は介護予防の観点でも重要な取り組みと捉え、県補助制度に基づき、継続実施する。ただし、県制度廃止の場合は同じく廃止とする。					

【3市老人クラブ創造推進員設置業務】【4市老人クラブ活動等事業助成業務】【5小規模老人クラブ活動助成業務】の3業務は関連するため一括評価としました。よって、以下の項目 と の内容は3業務に共通するものです。

第三者評価委員会	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8.0 点	合計点数 26.4 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	4.8 点		
		効率化、節約の努力はあるか	4.0 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	4.8 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	4.8 点		
	総合評価	・制度があり、法があり、仕事の内容が大事なのは分かる。しかし、実際の活動にどれくらいのコストをかけているのかわからない。大事な仕事であるので質の向上を考えてほしいが、まず、具体的に成果を把握する努力をしてほしい。 ・県や国の下請機関になってしまっていないか。 ・第六次行政改革の「自治システムの確立」の中で、全庁的な議論を持つべきではないか。 ・「重要な事業」との説明であるので、持続可能であるように体制を整えるべきではないか。 ・コミュニティ行政の中で再整理すべきではないか。 ・まずは、説明者は聞かれたことに答えてほしい。話はそれからである。 ・老人クラブに助成するよりも、地域で活動する団体で、アイデアを出し、活発に活動しているところに多く助成するなど、制度的工夫が必要に思う。			

今後の評価結果を方	・退職後男性世代を老人クラブ活動に取り込んで、活動の活性化が図れるよう支援策を検討する。 ・補助金に見合った活動ができていのか、実際の老人クラブの具体的な活動成果が把握できるように、活動内容の分析・検討をしていく。 ・地域活動を行う他の団体の活動内容と老人クラブ活動内容とを比較検討していく。 ・高齢化が進行する中、昼間の地域見守り機能に大きく貢献している老人クラブには、活動の継続のため、補助金支援は現状では、基本的に継続する方向。
-----------	--

業務の概要と点検・評価	所属名	高齢・障がい生活支援センター	老人クラブ活動助成 事業	
	区分	小規模老人クラブ活動助成 業務		
	業務の概要	地理的・社会的な条件により、左記老人クラブ活動等事業に規定する老人クラブの会員数が得られない小規模老人クラブ活動に対し、補助を行う。		
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	高齢者の生きがいと健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上につなげる。	
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市老人クラブ連合会(小規模老人クラブ)	
		手段  どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	社会奉仕や教養講座開催、健康増進事業といった活動に対して補助金を交付する ・県基準単価2400円×12ヶ月×小規模クラブ数	
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	老人クラブ活動に対し、助成することで、より一層の活性化を図り、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する	
	業務の点検	平成20年度達成状況	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad - \quad)}{(\quad - \quad)} = \quad - \quad \%$	
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績  (A) 社会奉仕や教養講座開催、健康増進事業といった活動に対して補助金を交付することで、老人クラブ活動が活性化された	
	法律関係	国や県の制度に基づき実施	小規模老人クラブ活動助成費県費補助金交付要綱	
他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市老人クラブ活動等助成事業補助金交付要綱		
業務に要した経費	年度区分	業務内容	決算額・決算見込み額	
	平成20年度	老人クラブ活動に対し助成を行った	317 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.03 人	270 千円
平成21年度	老人クラブ活動に対し助成を行う	317 千円		
業務内容の今後の方向性				
ライフスタイルの変化もあり、加入率は減少傾向にあるが、後期高齢者(75歳以上)にとっては、老化により活動範囲が狭くなるなか、ふれあいサロン等地域でのクラブ事業は介護予防の観点でも重要な取り組みと捉え、県補助制度に基づき、継続実施する。ただし、県制度廃止の場合は同じく廃止とする。				

【3市老人クラブ創造推進員設置業務】【4市老人クラブ活動等事業助成業務】【5小規模老人クラブ活動助成業務】の3業務は関連するため一括評価としました。よって、以下の項目と の内容は3業務に共通するものです。

に 第三者評価委員会	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8.0 点	合計点数 26.4 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	4.8 点		
		効率化、節約の努力はあるか	4.0 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	4.8 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	4.8 点		
総合評価	・制度があり、法があり、仕事の内容が大事なのは分かる。しかし、実際の活動にどれくらいのコストをかけているのかわからない。大事な仕事であるので質の向上を考えてほしいが、まず、具体的に成果を把握する努力をしてほしい。 ・県や国の下請機関になってしまっていないか。 ・第六次行政改革の「自治システムの確立」の中で、全庁的な議論を持つべきではないか。 ・「重要な事業」との説明であるので、持続可能であるように体制を整えるべきではないか。 ・コミュニティ行政の中で再整理すべきではないか。 ・まずは、説明者は聞かれたことに答えてほしい。話はそれからである。 ・老人クラブに助成するよりも、地域で活動する団体で、アイデアを出し、活発に活動しているところに多く助成するなど、制度的工夫が必要に思う。				

けて評価の今後の方	・退職後男性世代を老人クラブ活動に取り込んで、活動の活性化が図れるよう支援策を検討する。 ・補助金に見合った活動ができていのか、実際の老人クラブの具体的な活動成果が把握できるように、活動内容の分析・検討をしていく。 ・地域活動を行う他の団体の活動内容と老人クラブ活動内容とを比較検討していく。 ・高齢化が進行する中、昼間の地域見守り機能に大きく貢献している老人クラブには、活動の継続のため、補助金支援は現状では、基本的に継続する方向。
-----------	--

業務の概要と点検・評価	所属名	商工観光労政課		観光振興 事業		
	区 分	観光振興推進 業務				
	業務の概要	近江八幡の魅力をもっと多くの人たちに伝えるため、メディアを活用したPRなど観光客の誘致促進に関する事業に対し補助金を交付する。				
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	観光客の誘致促進			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	(社)近江八幡観光物産協会			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	観光パスポートの発行、PRポスター作製、JR・メディアを活用したPR活動など観光客誘致促進事業に対し補助金を交付する。(補助率3/4以内 限度額3,000千円) また、観光資源や特産品を紹介する観光ガイドマップ等作成事業に対し補助金を交付する。(補助率1/2以内 限度額2,500千円)			
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	前年の観光客入込数を上回るように観光振興を行う。			
	業務の点検	平成20年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
			$\left( \frac{2,777,600}{3,098,800} \right) \times 100 = 89.63 \%$ (H20観光客入込数 / H19観光客入込数) 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 事業計画書に基づき事業が実施されたが、彦根城築城400年祭の終了や昨秋以降の経済不況の影響を受けて、入込み観光客数が前年比89.63%であった。 一方、今年度は、まち歩き観光を円滑に促すための案内板の修正も手がけられた。			
	法律関係	法律等に基づかない業務				
他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市観光物産振興事業補助金交付要綱				
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額	
	平成20年度	補助金交付			2,700 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.08 人	644 千円		
	平成21年度	補助金交付			2,700 千円	
業務内容の今後の方向性						
観光客の誘致促進に向けて、JRやメディアを通しての観光情報PRやホームページの更新・充実を行う。 また、観光マップ・ポスター・観光パスポートの作成、ほっとタウンクリーン作戦を行い、観光客受け入れ体制の充実を図るとともに、広域観光推進を図って、各種イベントでの粗品や観光資料の提供などの事業を展開する。今後についても、近江八幡の魅力が各方面に浸透するような方策について働きかける。						

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	14.4 点	合計点数 57.6 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかというこの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	9.6 点		
		効率化、節約の努力はあるか	12.0 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	12.0 点		
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	9.6 点			
総合評価	・新しい模索、取り組みはどんどん進めてほしい。ただし、ターゲット、取り組み方は違うかもしれない。(紙を印刷して配るだけでは淋しい。) ・近江八幡市の観光にかかる施策全体で考えるべき。当該補助事業のみ単独で取り上げても十分に理解が進まない。 ・当該補助金がダイレクトに入れ込み客数に連動していないので、もっと別の業務目標を考えるべきではないか。 ・補助金が減ったことによる、マイナスの影響は何だろうか。 ・観光客増減の要因について分析はあるが、当該事業の観光客増減への貢献度・因果関係の説明がもう少しほしい。				

後の評価方向性	・(社)近江八幡観光物産協会は、平成9年に設立され、市の観光物産振興・イメージアップのための取組みを行っています。旧観光協会時代から数十年間、マスコミへのPR活動等地道な取組みをされ、その結果、テレビ・旅行関連雑誌で多く取り上げられるようになり、観光地としての知名度も上がりつつあり、近年は入込観光客数も大きく伸びました。 ・マスメディア・旅行関係業者等と強いパイプを持ち、各メディア等の信頼も厚い「近江八幡観光物産協会」に活動の補助を行い、ホームページや着地マップの充実、火祭りPRなど観光振興事業を展開するのが最適と考えます。 ・今年度は、視察旅行の受入(有料)という初めての企画も計画し、積極的にPR活動を展開されています。 ・観光パスポートは年々購入数が伸びており、お得感を出して観光施設に入館していただき、滞在時間やリピーター率のアップを図り、市内での消費意欲を高める仕掛けとして期待しています。 ・また、協会からのアンケートで要望の高かった「市施設の月曜閉館」も季節限定で実現でき、協会との協働で観光客の満足度向上が図れました。 ・今後とも「訪ねたいまち」としての魅力を発信し、近江八幡のファンを増やせるよう取組みを進めます。
---------	--

一般事務事業(平成20年度実施業務)の評価

業務の概要と点検・評価	所属名	学校教育課	中学校教育指導 事業	
	区分	中学生海外研修派遣 業務		
	業務の概要	市立中学校3校、私立中学校1校の中学生を2名ずつ姉妹都市であるグランドラビッツ市(アメリカ)、及び密陽市(韓国)へ派遣する。同じくグランドラビッツ市より中学生を受け入れ、市内中学生と交流をする。		
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	中学生による草の根交流	
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市立中学校3校、私立中学校1校の中学生	
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	近江八幡国際協会に業務委託し、姉妹都市との連絡調整や事前事後研修会の開催、そして派遣および受入の展開を行う。	
		目標(成果目標) 平成20年度の達成すべき状況を記入 【補助金等の対象事業の目標】	姉妹都市との交流を通し、外国での生活を体験することで異文化理解を図り、国際理解を深めるといった点で貴重な機会である。	
	業務の点検	平成20年度達成状況	平成20年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)	
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\left( \frac{23}{24} \right) = 95.83 \%$ (利用者) / (対象者)	
		目標数値の設定根拠・目標に対する実績	海外短期派遣、そして受入と、貴重な国際交流の機会をもつことができた。 グランドラビッツ市派遣: 9/26 ~ 10/4(8泊9日) " 受入: 5/9 ~ 5/17(8泊9日) 密陽市派遣: 5/15 ~ 5/18(3泊4日)	
	法律関係	法律等に基づかない業務		
		他の根拠法令等(法律・条例等)	-	
	業務に要した経費	年度区分	業務内容	決算額・決算見込み額
		平成20年度	市内中学生(市立中3校/私立中1校)の中学生を各2名姉妹都市へ派遣した。またグランドラビッツ市受け入れ事業では市内中学生と交流を深めた。	2,604 千円
		平成21年度	市内中学生(市立中3校/私立中1校)の中学生を各2名姉妹都市へ派遣したり、受け入れたりする。	2,300 千円
業務内容の今後の方向性				
国際理解をはぐむために友好都市との交流は欠かせないものである。事故対応や、相互受入における調整が難航することもあり、事業の継続について市国際協会と協議し、検討する必要がある。				

第三者評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	12.8 点	合計点数 56.8 点	点数は「この事業が必要かどうか」の評価ではなく、「この事業が必要である」と主張する担当課の資料・説明に説得力があるか、市民を納得させるものがあるかということの評価です。
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	10.4 点		
		効率化、節約の努力はあるか	10.4 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	10.4 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	12.8 点		
総合評価	・情性で続いている業務ではないか。 ・様々な近江八幡市の施策の中で比べると、優先順位が低いように見える。 ・中学生を派遣する制度として定着してきた業務だが、担当者の話を聞くうちに「制度疲労」が始まっている印象を強めた。 ・業務の目的には共感する。削減が必要なら、派遣人数を減らすことにより対応するしかない。 ・参加者の自己負担は適正な数字なのだろうか。 ・この業務により、どのような関連効果があるのだろうか。 ・対象が中学生であって、小学生、高校生への補助でない理由は何か。そのことによる効果は。 ・派遣された生徒以外の、多くの小中学生や、他の住民にとって何のプラスになっているのか。担当者の印象や想いだけでなく、客観的根拠がほしい。 ・近江八幡市の国際交流施策全体の中で考慮すべきである。				

今後評価の方向性を受けての	・米国グランドラビッツ市との中学生相互派遣については、グランドラビッツ市の受入体制が整っていないこともあり、時期・方法等について見直し、グランドラビッツ市と協議する必要がある。(H22...密陽市派遣、グランドラビッツ市受入等) ・密陽市派遣のプログラムに釜山市での活動と宿泊を追加し、1日延長して4泊5日の行程として実施することで交流活動を充実させたい。 ・来年度、安土中学校が増え参加生徒は1校2名、5校、10名の参加とし、その他団長・副団長・教委担当の3名を加え、合計13名の団員で構成する。教委担当者は、交流のための活動プログラムを工夫し、派遣先と綿密な協議を行い、より深まりのある海外研修となるよう努力する。 ・今まで派遣した生徒たちが、どのような方面で活躍しているのか、また、本研修参加を現在どのように捉えているのかについて情報収集する。 ・派遣研修終了後、生徒が何らかの形で市の国際交流事業に携わっていけるようなシステムを国際協会とともに構築する。
---------------	---

## 近江八幡市行政評価委員会設置要綱

平成20年4月21日

告示第65号

### (目的)

第1条 市が実施する行政活動について、行政外部の専門家の視点で行政評価を実施することにより、評価の客観性を確保し透明性を高め、市民への説明責任の充実を図り市民にとってわかりやすい評価を行うことを目的として、近江八幡市行政評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施策及び事務事業の評価に関すること。
- (2) 行政評価制度の改善等に関すること。
- (3) その他行政評価に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(平21告示29・一部改正)

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者又は関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の決定により非公開とすることができる。

(調査等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員に必要な調査等を行わせることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、行政評価所管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付 則(平成21年告示第29号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。